

第 1 4 9 2 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 5 年 4 月 2 4 日

自 1 3 時 2 8 分

至 1 5 時 1 2 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(請願事項)

第1号 平成25年3月25日付け請願について (総務課)

————— 以上処理方針につき原案のとおり了承

(報告事項)

第1号 平成25年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査結果の概要について (高校教育課)

第2号 平成25年3月県立高校卒業者の就職内定状況 (3月末) について (高校教育課)

第3号 教育再生実行会議の提言について (総務課)

第4号 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行を受けた対応等について (総務課)

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(協議事項)

第1号 体罰に係る実態調査について (高校教育課・義務教育課)

————— 以上資料に基づき協議

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
山本委員長 土田委員 仲佐委員 岡部委員 原委員 今井教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

吉城教育監	全議題
鴨木教育次長	全議題
黒崎参事	全議題
祖田参事	全議題
長岡教育センター所長	全議題
高宮総務課長	全議題
荒木総務課上席調整監	公開議題
小村教育施設課長	公開議題
片寄高校教育課長	全議題
佐藤県立学校改革推進室長	公開議題
原田特別支援教育課長	公開議題
矢野義務教育課長	全議題
吉崎子ども安全支援室長	公開議題
野津保健体育課長	公開議題
荒瀬健康づくり推進室長	公開議題
小仲社会教育課長	公開議題
恩田人権同和教育課長	公開議題
野口文化財課長	公開議題
松本世界遺産室長	公開議題
丹羽野古代文化センター長	公開議題
高橋福利課長	公開議題
坂根教育センター教育企画部長	公開議題
福間高校教育課企画人事グループリーダー	協議第1号
門脇義務教育課企画人事グループリーダー	協議第1号
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森本総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
加村総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

山本委員長：開会宣言 13時28分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	4件
	その他事項	1件
非公開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	1件
	報告事項	0件
	その他事項	0件
署名委員	岡部委員	

(請願事項)

第1号 平成25年3月25日付け請願について (総務課)

○高宮総務課長 請願第1号平成25年3月25日付け請願の処理方針についてお諮りする。

資料は1の1をご覧ください。請願者は子ども的人権オンブズパーソン代表の木村衣月子さんである。

請願件名は、資料1に記載しているように、体罰教員の懲戒処分に係る教育委員会審議のあり方に関する請願である。請願の内容は1の2及び1の3をご覧ください。

請願の趣旨は、1の3をご覧ください。体罰事件のときには事故報告書や診断書等、さまざまな書類が作成されるが、教育委員会会議での体罰事故に関する懲戒処分の審議の際には、そうした文書をすべて添付したうえで、教育委員に議論いただくべきではないかということである。

その理由は下段に書いてあるが、懲戒処分というものは、被害生徒や教員のみならず、いろいろなところに大きな影響を及ぼす。そうした中で、全治であるとか、そういったことがわかるような診断書なども含めて議論すべきではないか、という趣旨である。

請願の取り扱いについては、1の4及び1の5をご覧ください。1の5に日本国憲法と請願法を記載しているが、請願とは国民に等しく保障された権利であり、請願の方式としては、請願者の氏名、住所を記載した文書、ということが唯一の条件である。基本的にはこの条件を形式的に備えたものはすべて真摯に受理し、審議しなければならないということになっている。

次に教育委員会に対する請願の取り扱いについて、まず請願の受理だが、基本的には要件を満たしていれば請願書は受理しなければならないため、今回の請願については要件を具備したものととして既に事務局で受理している。その上で、2の委員会への附議に基づき、本日附議させていただいた、ということである。

あわせて、4番、5番の意見陳述について、請願者が教育委員会に対して意見陳述の意思を持っている場合には委員長は条件を付して許可することができるとされている。1の2の最後の行をご覧くださいと、請願者は、「尚、教育委員会会議での意見陳述については、別途申し立てます」と記載されており、現時点で具体的な日時の申し出はないが、本人の意見陳述のうえ審議していただきたいという意向を持っておられる。

これまで教育委員会に同様の請願が行われ、意見陳述の申し出があった場合は、いずれも事務局において請願者との間で意見陳述の日時等の打ち合わせをした上で、意見陳述を受けた後に審議いただくということにしていた。よって従前の例に倣い、意見陳述の可否について教育委員長におかれてご判断の上、意見陳述が必要である場合にはその手続きを整え、その後、別途審議していただきたいと事務局としては考えているので、その点についてお諮りする。

○山本委員長 まだ意見陳述の申出書は出ていないようであるが、私は陳述をしていただいて、それから速やかに教育委員会にかけるとというのが一番いいのではないかと思うが、皆さん方のご意見はいかがか。それでよろしいか。

(全委員賛成)

○山本委員長 それでは、まず総務課の方で申出書をもらっていただき、速やかに次の教育委員会に附議していただいて、みんなでもた論議したいと思う。それでよろしいか。

○高宮総務課長 承知した。

○山本委員長 皆さん、ではそれでよろしいか。

(全委員賛成)

○山本委員長 それでは、請願1号については処理方法を整理したので、今度陳述があった後にまた教育委員会にかけさせていただこうと思う。

―――処理方針について原案のとおり了承

(報告事項)

第1号 平成25年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査結果の概要について
(高校教育課)

○片寄高校教育課長 報告第1号平成25年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査結果の概要についてご報告する。

概要については、すべての受検者の得点状況並びに受検者から約1割を抽出して調査した結果に基づいてまとめてさせていただいている。

全体を通して言えることは、基礎的、基本的な事項については、中学校での学習成果が十分うかがえ、ほぼ定着しているというふうな結果が出ている。しかしながら、問題の意味を的確に読み取り理解する力や、論理的、総合的に考え、処理、表現する力について、言語活動の充実等を今後一層図ることによって、さらに育成することが望まれているところである。資料の2の1には、各教科の概要を示させていただいている。

このたびの調査結果に基いてさらに細かく分析し、それを「平成25年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査の結果と分析」というものにまとめ、今後各中学校、高校へ送付する予定である。

2の2をご覧ください。こちらは学力検査の得点状況を、平均点、分布、それから結果後の中学校側、高校側の意見という形でまとめている。全体の平均点は271.6点で、昨年度より11.1点上昇した。一番大きな理由としては、昨年度平均点が低かった国語が14.4点のプラスになったということである。国語の平均点が高くなった理由としては、中学生にとって比較的読みやすい題材が今年度の学力検査で採用されたこと、地元出身の玄田有史さんの作品を採用したというようなことも原因の一つではないかというふうに考えている。

2の2の下のところ、中学校、高校、それぞれの問題に対する意見をまとめたものがあるが、高校側の意見は、実際に採点して分析した上での評価である。中学校側の評価は、問題を見た限りでの評価であるため、若干数字のばらつきがある。平均点が上がった教科についてはもっと程度を上げる、というふうな要望が強く出ているし、逆に平均点が下がった教科については、もう少し程度を下げてはどうか、と平均点に応じた意見がそれぞれの立場から出ていることが見てとれると思う。

2の3をご覧ください。各教科および全体の度数分布をまとめたものと、過去10年余りの経過を表にしたものである。全体の271.6という点数であるが、各教科で55点前後を目標に問題を作成しているため、おおむね過去の得点と比較しても妥当な結果ではなかったかというふうに判断している。

今後、問題の内容の程度や分量について、各中学校、それから高校から寄せられた意見を参考にし、次年度の問題作成に生かしてまいりたいと思っている。

○岡部委員 今、問題作成にこの分析結果を生かしていくということだったが、ある意味学力検査的な部分もあるわけであるから、例えば現場に広くこの結果を示し、高校はもちろん、中学校の現場の教育の中に、ここで得られた分析のいろいろな知見を役立てていくというふうなことは行われているかどうかということをお聞きしたい。

○片寄高校教育課長 先ほど申し上げたように、資料は各中学校にも送付させていただくが、高校入試の問題そのものが、中学校3年間で各教科ごとにこの程度の知識は習得してほしいというメッセージ性を持っている。そのことについては、中学校側でも十分理解させていただいていると思う。

それから、7月に中学校の先生の代表を招いて評価委員会を開催する予定であるので、その評価委員会を通じて、さらに中学校側にも高等学校側の、あるいは県教育委員会の方からの意見や思いを十分伝えさせていただきたいというふうに思っている。

○岡部委員 入試という一つの枠組みだけにとらわれずに、ここで得られた知見というものを広くフィードバックし、またぜひともその現場の教育の中で生かしていただきたいという意見であ

る。よろしくお願ひしたい。

○山本委員長 英語の学科の中で、問題の分量、量が多いという判断について、中学校と高校では10ポイントも違う。中学校の方はそう思っていないが、高等学校の方は多過ぎるという言い方になっているような感じがするが、いかがか。

○片寄高校教育課長 毎年、他の教科もそうであるが、英語の問題については苦勞しながら作成している。今年度の入試では、既に24年度に中学校で新しい学習指導要領が実施されたということで、その辺りも加味しながら25年度の問題作成に当たらせていただいたところである。

問題を作成する段階で、さまざまな知識あるいは技量を問うというようなことを念頭に置いているが、例えば読んでそれをさらに別の形で表現するといった、さまざまな要素を加味した問題が増えたという結果に対し、もう少し量を下げようとか、さまざまな意見が出ている。ただ、これも細かく見てみると、高等学校の方でも学校によって意見がまちまちなところもあるので、もう少し詳しく検討し、中学校と高等学校の意見の食い違いを来年度の作成にまた十分反映させていきたいというふうに考えている。

○土田委員 今日4年ぶりに全国学力テストということで、全中学3年生を対象に試験が実施されており、8月に結果報告が出るということだが、やはりこれも来年度の入試の一つの参考材料として取り扱う予定があるのか。

○片寄高校教育課長 直接的には現在中学校で使用している教科書の履修内容からの出題ということが大前提であるため、その枠の中で作成していくことになるが、学力調査の結果分析を参考にして各教科ごとに問うている分野があるので、十分反映させていかなければいけないというふうには考えている。

○土田委員 4年ぶりに全生徒が対象ということであるので、島根県がどのような位置づけになるかはわからないが、学力向上という意味でぜひとも参考にし、25年度、26年度の入試にあたって参考にさせていただければと、要望しておきたいと思う。

○山本委員長 内容の程度の中で、例えば国語と数学と理科について、中学校の先生方で1割程度の方ではあるが、もう少し上げてよいという気持ちがあるようである。平均点は上がっており、上がっているということはある程度子どもたちが勉強して上がった、という気がするが、上がっているけど、もう少し程度を上げるというのは何か意味があるか。もう少し難しくてもいいということか。

○片寄高校教育課長 その点は、先ほど申し上げたように、高校側は実際に試験を採点して各設問ごとのでき具合を見ながらの調査結果であり、中学校側は実際に問題を見られてはいるが、それぞれの問題で自校の卒業生がどの程度の正答率かという情報は把握していらっしやらない。その辺りで若干の食い違いが出ているのではないかというふうに思っている。

○山本委員長 得点の分布図というものは440点以上などに分けてあるが、総合的に言ってみるとあまり変わらないものか。総合的には良いか。

○片寄高校教育課長 分布は、昨年と比較して280から319点の部分はかなり増加したということが顕著な傾向として出ている。

○土田委員 これは県立学校の平均点ということであるが、専門学校や技術系もあつたり、普通科もいろいろあると思う。普通科や商業科で、私は英語は嫌いだが技術系は好きだからこれをやりたいとか、理科が好きだからやりたいとか、そういった生徒がいると思う。そういったところをまとめて集計するのではなく、ある程度分類して過去数年の動きを比較材料として出していれば、年々の流れというものがよく理解できると思うが、その点のお考えはいかがか。

○片寄高校教育課長 検討させていただく。

――原案のとおり了承

○片寄高校教育課長 報告第2号平成25年3月県立高校卒業者の就職内定状況（3月末）についてご報告する。

資料の3をご覧ください。この3月に県立高校を卒業した生徒の正規職員としての内定状況をまとめたものである。全日制と定時制の数値をまとめている。

まず、表1をご覧ください。県立学校の卒業生数は年々減少傾向にある。平成24年度の卒業生は4,994名であった。それに対し就職希望者の割合は1,089名と、若干増えているという傾向がある。就職内定を受けた生徒の状況を中ほどのところに掲載しているが、県内就職が842名で78.6%である。県外就職の229名と合わせて、1,071名が就職内定を受けている。その結果、3月末の県全体の就職内定率としては98.3%であり、これはここ10年の中で2番目に高い数値である。しかしながら、一方で未内定が18名ということで表の一番右側に掲載している。昨年度はこの段階で25名の未内定者がいたが、ハローワーク、あるいはジョブカフェとの連携や協力により、昨年11月の段階ではこの25名すべてについて就職が決定しているというふうに報告を受けている。本年度の18名の未内定者に対しても、ハローワークあるいはジョブカフェ等々としっかり連携しながら、就職決定に向けて支援をしてまいりたいと思っている。

中ほどの右側、図2であるが、就職希望者の県内、県外の割合を示したものである。下の白抜きのところは県内の就職希望者の割合であるが、右肩上がりというような傾向になっている。この原因を分析すると、県外の求人数が減ったために県外就職が若干厳しくなったというようなことが要因の一つとして考えられる。それから、各学校、ハローワーク等々と連携しながら、地元企業の開拓、地元企業の紹介を積極的にやっただいている。そういったことを反映し、保護者の皆様方あるいは生徒も地元志向が高まっているというところが、この県内就職率の上昇の原因というふうに考えている。

一番下の右側は地区別の内定率を比較したものであるが、昨年度と比べて内定率が低下している地区がある。浜田・江津地区と雲南地区である。雲南地区については、83名希望した中で1名が未内定ということであるが、母数が少ないがために、1名でもポイントとしてはかなりの減という形になっている。浜田・江津地区については、23年度、157名の希望であったが、24年度は179名と就職希望者の数が増えている。結果、未内定は8名という報告を受けている。浜田・江津地区のポイントが大幅に減少していることについて、特定の理由は見出せていないが、この8名につきまして、他の地区の未内定者と同じように、今後しっかりと支援して就職決定にこぎつけたいというふうに思っている。

各学校の方では、5月ごろを目途に就職された皆さんのフォローアップを兼ねて企業訪問、さらには新たな企業開拓に出かけるようにしている。今後、今年度末の卒業生についてまたしっかりと支援を続けてまいりたいと思っている。

○土田委員 できれば参考までに表の1のところ、この内数で男女の割合を会議には出していただければ大変ありがたいと思うので、その点、ご配慮いただきたいと思う。

○片寄高校教育課長 承知した。

○仲佐委員 内定率が98.3%ということで、近年ではいいパーセンテージだと思う。当社は製造業をしており、リーマンショック以来製造業も不安定要素がたくさんあるので、今年度3名だけ新卒を採用した。米子工業と松江工業と地元高校から3名入れているが、カウントとしては当然島根県の学校のカウントになるわけである。5年ぶりに当社も採用し、今後も毎年採用できるような経済状況になればというふうに思っているところで、やはり新卒の方を入れないと平均年齢もだんだん上がっていくということになる。今はいいが、先の将来を見据えたところでは、やはり新卒者をどんどんこれからも採用していかないといけないというふうに今考えているところである。

○片寄高校教育課長 非常にありがたいご意見で、そういったご意見がどんどん広がることを期待するばかりでなく、こちらからも働きかけていきたいと思っている。

○山本委員長 あと18人のフォローアップをいい具合にしてあげてほしい。よろしく願いたい。

――原案のとおり了承

第3号 教育再生実行会議の提言について（総務課）

○高宮総務課長 報告第3号教育再生実行会議の提言についてご報告する。

資料は4の1をご覧ください。そもそも教育再生実行会議とは何かということであるが、これは、今年の1月15日に閣議決定で設置された会議であり、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要があるとして、総理が設置された会議である。メンバーは、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣のほか、15名の有識者で構成されており、会議は内閣総理大臣が主催するという事になっている。

資料は第2次提言ということになっているが、実は1月15日の閣議決定を受けて、1月26日から4月15日の間に5回の会議が開催されており、第1次提言として、2月にいじめの関係で提言がされている。それに引き続き、今般、4月15日に「教育委員会制度等の在り方について」という提言が行われたところである。4の1から資料をつけているが、ポイントについてご説明したいと思う。

4の2をご覧ください。そもそも教育委員会制度のあり方について提言がまとめられた経緯であるが、教育委員会制度発足後、既に半世紀以上経過していることから、地方教育行政の根幹をなす教育委員会制度について見直しと言うか、あり方の検討が必要ではないかということから、この教育再生実行会議において検討が行われたものである。

提言の大きな柱としては、4の2に太字のゴシックで1と書いてあるところだが、地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築くということ。それから、4の4のゴシックのところ、責任ある教育が行われるよう、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行うということ。3本目の柱として、4の5であるが、地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映すること。以上の3本の柱となっている。実際には縷々書いてあるが、3本の柱で、提言の骨子としては、大きく5項目にまとめることができるのではないかと考えている。

具体的に申し上げますと、まず1本目の柱、地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築くという項目については、4の3で四角で囲ってあるところがある。その丸で一番上のところに、地方公共団体における教育行政の責任体制を明確にするため、首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直すということが書いてある。これが最初の柱であり、要約すると、首長つまり地方公共団体の長が任命する教育長が教育行政の責任者であるということをも明確化したものである。

2点目は、この続きであるが、首長による教育長の任命・罷免に関しては、議会の同意を得ることとし、議会が教育長の資質・能力をチェックするという事である。首長が教育長を任命して、それが教育行政をつかさどるということと、その任命について議会の同意を得る。この議会の同意を得るところが2点目のポイントである。

3点目は、その1つ下の丸のところであるが、教育長を教育行政の責任者とすることに伴い、教育委員会の性格を改め、その機能は、地域の教育のあるべき姿や基本方針などについて潤達な審議を行い、教育長に対して大きな方向性を示すとともに、教育長による教育事務の執行状況に対するチェックを行うこととする、ということである。簡潔にまとめると、教育委員会は、教育に関する基本方針などの方向性を示し、教育事務の執行状況をチェックする機関とする、というこの3点が最初の大きな柱立ての中の骨子と言うことができようかと思う。

続いて、4の4をご覧ください。責任ある教育が行われるよう、国、都道府県、市町村

の役割を明確にし、権限の見直しを行うということである。このポイントは、この4の4の四角で囲ってあるところの2つ目の丸をご覧いただきたいが、他方、責任ある教育行政が確実に行われるよう、具体的教育行政については、原則として地方公共団体みずからが判断し、責任を負うべきとの前提に立った上で、地方公共団体の教育行政が法令の規定に違反したり、子どもの生命・身体や教育を受ける権利が侵害されたりする場合には、最終的には、国が、是正・改善の指示等を行えるようにすることにより、その責任をしっかりと果たせるようにするというのである。要約すると、教育に関する最終的な責任は国が負う、ということが提言のポイントである。

そして、先ほど5つの骨子があると申し上げたが、5つ目のポイントは4の5である。これについては、ゴシックで書いてあることと全く同じであるが、地方教育行政や学校運営に対して地域住民の意向を適切に反映するような仕組み、学校支援地域本部の設置などを行ってしっかりとやっていくという、大きな3本の柱立てで、5つの提言がなされたというのが現状である。

この提言の今後の取り扱いについてであるが、4月15日に教育再生実行会議から総理にこうした提言が出され、総理は同日付で文部科学大臣に対してこの提言の具体化を指示している。これを受けて文部科学大臣は同日の記者会見で、この提言においては、今後の方向性の骨子が示されているということで、具体の制度設計、例えばどのように教育委員の任免を行うのかといったようなことについては、今後、中央教育審議会、中教審に諮問を行い、そこでの検討に委ねた上で、来年の通常国会で法制化を目指したいという意味を示している。

ただ、昨日、4月23日の時点ではまだ諮問が行われていないため、今後、具体にどのような諮問が行われるのかについては注意深く見守っていく必要があるかと思うが、現時点でこういう方向性が教育再生実行会議の方から出されているという点についてご報告申し上げたところである。

○山本委員長 まだ方向性が見えてないようで、中教審にかけるというのが一つ大きな目標のようである。それぞれ何か出てきたところで皆さん方にまたお話をしていこうと思う。

――原案のとおり了承

第4号 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行を受けた対応等について（総務課）

○高宮総務課長 報告第4号新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行を受けた対応等についてご報告する。

資料の5の1をご覧いただきたい。現在、新聞報道等でもあるように、中国において鳥インフルエンザが発生しているということは皆様もご承知のことかと思う。この資料の中では現在、中国において発生している鳥インフルエンザの状況とそれを受けた対応、また、大きな2番目のところだが、先般、国において新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されたので、これに基づく今後の教育委員会としての対応についてご報告申し上げたい。

それでは、まず1点目の中国における鳥インフルエンザA型、種類はH7N9型というものであるが、これの状況についてご説明する。

中国での発生状況は、一昨日の16時現在で感染確定者が102名、うち死亡された方が20名という状況である。ウイルスの分析としては、鳥では毒性は低い、人に感染した場合には死亡者20名とあるように、死亡する例や、あるいは呼吸器系の重篤な疾患を発症している例がある。ウイルスの性格等については、引き続き国内外の研究機関で解析が進められているところである。

先週末のところ国立感染症研究所が出したレポートによると、現時点で人から人への感染は確認できていない。中国では限定的に配偶者間などでの感染はあるが、そういう枠を取り払い、フリーで人から人へ感染するという事例は確認されていない。ただ、感染事例が増えていることから、ウイルスが人への適応性を高めているということで、パンデミック、つまり爆発的な大流

行の可能性は否定できないというレポートが出ている。

こうした状況を受けて、県における対応としては、既に4月の当初から数回にわたって危機管理連絡会議や、知事みずからが出席する防災対策本部会議の席上で部局間の情報の共有や連携を図り、監視体制などの強化に努めているところである。

学校関係については、先週末、4月19日に開催された県立学校の校長・事務長会の際に、今後ゴールデンウィーク等を控え、児童・生徒やご家族の方、あるいは教職員が中国などに渡航する可能性もあるということで、渡航した教職員や生徒などがいた場合には帰国後の健康状態について観察するように注意喚起を図ったところである。

市町村立学校については、明日、4月25日、市町村教育長会議の開催を予定しており、ここで同じような情報提供と注意喚起を図る予定としている。

あわせて、これは昨日の新聞報道だが、文部科学省の方で近日中に学校に向けた注意喚起通知を発出予定というふうに報じられており、この通知が届き次第、県教委としても県立学校はもとより市町村教委についても注意喚起の通知を発出する予定としている。

以上が鳥インフルエンザA型の状況と対応状況である。

続いて、2番目の新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行を受けた対応についてだが、そもそも新型インフルエンザ等対策特別措置法とは何かということについて、冒頭に若干ご説明したいと思う。

資料の5の10をご覧ください。新型インフルエンザというのは、鳥インフルエンザが人に感染し、なおかつ人から人への感染能力を持った段階で、鳥インフルエンザが新型インフルエンザになる。したがって、鳥や豚に起因して新しく発生したインフルエンザで、人から人への感染能力を持ったものが新型インフルエンザということになるわけだが、これについては、過去に非常に大きな流行や死者を出したということもあり、今回、新型インフルエンザに対する基本方針、あるいは法律というものが定められたところである。まず、感染の拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるということ。それから、非常に強い感染力や、強い毒性を持っていると、多くの人の健康が損なわれるということになるが、それに関連して社会や経済を破綻に至らせない、という2つの点を大きな目標としている。そのためには迅速な対策、あるいはそれが実施できる体制が必要だということである。

下の概念図であるが、対策のポイントはピークを遅らせるということである。中ほどのところに実線で医療提供のキャパシティというものがあがるが、医療機関の受け入れ能力というのは、新型インフルエンザが発生しても、それで急激に拡大するわけではなく、受け入れができる患者数には一定の限度がある。そうした中で、早い段階で爆発的な感染が起こると、医療機関の能力を超えた受診者が発生し、結果として十分な治療などが行き届かずに重篤化、あるいは死亡者が出てくる。ピークを遅らせることの意味というのは、医療機関の体制が整うまでの間、ピークの発生を抑えるということが1つある。

それから、当然、通常の季節性のインフルエンザであると毎年冬ごろに流行を予測してワクチンの接種を受けたりするが、新型インフルエンザについては発生するまでワクチンが作れないということがあるため、ワクチンを開発して、それが接種できるような体制を整えるということである。医療機関のピークカットの要素と感染の抑制をすることで、その間にワクチン接種ができる可能性を作るという2つの点を重視し、この2つによって健康被害の抑制や社会経済を破綻に至らせないということを目的としてつくられた法律である。

具体的には、5の11をご覧ください。体制の整備ということで、行動計画というものを国や地方公共団体でつくる。それから、1の(3)のところだが、発生した際には、国や県で対策本部をつくって事態に対処するということが基本になっている。そうした上で、特に危険なインフルエンザが発生した場合は、国は新型インフルエンザ等緊急事態宣言というものを出す。それに基づいて、大きな2番の新型インフルエンザ等緊急事態の発生の際の措置を行う。①から⑨まで掲げているが、学校に関連するところとしては、①の外出自粛要請、興行場、催し物等の制限等の要請・指示というものがある。この中には学校等の機関も含まれており、今も子どもた

ちが大勢集まるところでは、それを契機として爆発的な感染が起こるので、学校に対する休校要請の措置なども対策本部の方でとることができる、あくまでできる規定ではあるが、定められているところである。

もう少しシンプルにまとめたのが5の12である。第1段階として海外で新型インフルエンザが発生する。現段階では海外においても鳥インフルエンザという状態であるが、仮にこれが新型インフルエンザということになると、政府が対策本部を立ち上げ、行動計画に基づいて基本的対処方針を策定する。これは発生したインフルエンザごとに専門家の知見等を活用して基本的な対処方針をつくるということである。その上で、国内に侵入し病原性が明らかになった段階で、病原性が非常に強く、感染すると重篤な症状になったり、あるいは死亡者が多く出る可能性が生じた場合には緊急事態宣言が発令され、それに基づいて国や都道府県の対策本部などから学校等の休校の要請なども行われる可能性がある。一方、病原性等が強いおそれがない場合、要するに毒性が弱い場合は、本部体制が継続されて監視は行われるが、休校等の要請措置が行われるということはないという格好になっている。

現実には、平成21年に発生した新型インフルエンザは感染力は強かったが、毒性が弱かったということもあるため、今回の中国で発生しているものについても、今後の毒性の解析などを待ちながら、特別措置法における対応がどのようにとられるのかということを見ていく必要がある。

資料の5の1に戻っていただきたいが、そうした中で現在要請されているのは、例えば県の場合、健康福祉部や教育委員会などでそれぞれマニュアルを持っているが、特別措置法というものができたので、この趣旨を踏まえたものに改正する、ということである。公立学校等における対応マニュアルは、実は平成20年度に強毒型を想定して策定している。そして平成21年度に新型インフルエンザ、これは弱毒性だったわけだが、これが発生した際にはこの強毒型を想定してつくられたマニュアルを弾力的に運用しながら乗り切ったという経緯がある。

県においては、健康福祉部が県の新型インフルエンザ対策の行動計画をつくっていたわけだが、21年に発生した新型インフルエンザは弱毒性であったことから、23年度に県の行動計画を改定した。これを受けて県教委のマニュアルも、弱毒型も想定した弾力運用が可能となるものになっている。しかし、(3)のところだが、先ほど申し上げたように、特措法の方では緊急事態宣言や、それに基づく要請措置といったものが法律の事項として盛り込まれたので、これとの整合性をとったようなマニュアルに改定していく必要がある。

具体的には、大きく改定を要するポイントが3つあると考えている。1点目は、新型インフルエンザが発生した際になぜ学校は休業しなければならないのか、その目的あるいは効果を明記するということである。これは、現在のマニュアルが発生期には適切に対処することが必要だという目的だけでつくられているということがあり、先ほど申し上げたような健康被害の防止であるとか、あるいは社会経済を破綻に至らせないという観点からすると、措置を実効性のあるものにして円滑に運用していくためには、教職員はもとより、保護者や児童・生徒の方々も共通の認識を持って、それが社会全体に及ぼす効果についてもきちんとした認識を持っていただいたうえで、適時的確な対応が図れるように目的を明確化するということである。

2点目は、先ほど申し上げたように、各種の措置との整合性ということであり、基本的には発生するインフルエンザの特性に応じて、その都度、国は専門家の知見を結集して基本的な対処方針をつくることにしている。それに基づいて対応していくということ、県の中での連携体制をとるということ、それから国の緊急事態宣言を発するときと発しないときという2つのケースを想定しているので、それに応じた書き分けをするということが大きな2点目である。

3点目は、学校の教育活動への影響と対応ということで、緊急事態宣言時には長期休業が想定されることもあるので、そうした場合の課題を明記するということである。ただ、対応については、例えば家庭学習のやり方というようなことは本県独自にいろいろ考えをめぐらすことができるわけだが、例えば休業が長期に及んだ場合に単位の認定はどうするのか、進級や進学はどうするのか、あるいは大学入試のセンター試験はどうなるのか、ということについては、国がその時点で示す方向性を見ていく必要があると思う。よって、課題を明記した上で、国の方向性あるい

は他府県の動向などを勘案してやりたいというふうな記載、という方向性にさせていただきたいと思う。

今申し上げたようなことを詳細に記載したものを、以下5の2から5の5に記載しているが、アウトラインとして、現状とこういった方向性で対応していきたい、ということでのご報告とさせていただきたいと思う。

○原委員 2点お聞きしたい。新型インフルエンザについては、報道もなされており、大変恐ろしい病気であろうということは、私たち市民もほぼ認識していると思う。しかし、何件か問題になったことがあるが、例えば今までの普通のインフルエンザだったときに、学校は休校になるけれども、例えばスポ少や市民団体が催すものについては、学校の方は禁止ということは言えない立場にある。厚生労働省が特別な緊急事態宣言でも発せられればそれは中止になると思うが、以前のような感じのインフルエンザだと、学校は休みだがそういうものは開かれていて、そこで結局蔓延してしまった、というようなことがあったりする。学校についてはいいが、そういったイベントというか、子どもに関する行事についてはどうなるのかという点が少し心配である。

それから、もう一つ、例えば学校が休校になるときに緊急連絡網というものが各学校にあって使われると思うが、最近穴あきの連絡網のところが多く、個人情報保護法の関係でどなたの電話番号も知らせることはできない、というような対応をとられる学校もある。そうすると、例えばPTAの役員をしていたときも、学級に回すということがとても困難な状況になってしまう。こういったときは学校が個人個人すべてに連絡をされると思うが、緊急連絡網というもののあり方についても、どこまで個人情報を大事にして、どこまでこういう病気に対応する範囲になるのかというようなことについて、どうお考えかということをお聞きしたい。

○高宮総務課長 まず1点目、学校が休校しても、その他もろもろの催し物などがあるのではないかと、この点については、対策の基本方針のところにあるように、健康被害を最小限にとどめるといふことと、社会経済を破綻に至らせないといふことがあるが、これが実を言うと相矛盾するようないふところもある。感染を抑制するために非常に強行な措置をとると、その間、社会経済活動が止まってしまうといふこともあり、そういう健康上の被害と社会経済活動と両方をにらみながら、国全体として社会経済活動が円滑にいくように、かつ健康にも配慮するといふ非常に難しいかじ取りを強いられるといふことがある。これまでも、外出自粛要請や興行場の閉鎖など、そういったことは事柄としてはあったが、それらがいずれも強制力を持たないものであったり、法律に根拠を持たないものであったりした。しかし、今回の場合は、特に毒性が強く、これは社会全体で封じ込めなければいけないと判断された場合には、5の11の①にあるように興行場や催し物等の制限等の要請・指示というものがある。まず県の対策本部などにおいて要請を行い、要請に従っていただけない場合には、もうやめてくださいという指示をするということもあり得るといふことで、毒性に応じて、場合によってはそういった点についても強制的な措置が講じられるように整理されている。

それから、連絡網の問題については、今回こういう形で新型インフルエンザ対策の特措法などもでき、今後、県教委としてもマニュアルの改定作業を具体的に行っていく中で、どのように対応したらいいのか、関係課や学校現場などともよく話をしながら進めていきたいというふうに考えている。

○山本委員長 これから最終的にいろいろな書類が回ってくると思うが、それぞれの立場で住民に対して一番いい方法になるように計画書を作成させていただきたいと思う。

――原案のとおり了承

山本委員長：非公開宣言

—非公開—

(協議事項)

第1号 体罰に係る実態調査について (高校教育課・義務教育課)

—資料に基づき協議

山本委員長：閉会宣言 15時12分